

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎ですが、今日は主要にはコクドの問題、あるいはそれと非常に連関するんですが、読売新聞の日本テレビの株の偽装問題、これらについて、中心になって進めたいんですが、まず最初に、これは私も、証券取引法の改正に自分も参加をした一人としてやっぱり見逃せないことがあるんじゃないかなというふうに思うんです。

それは、UFJホールディングスとUFJ銀行、特にUFJ銀行が東京三菱銀行を、たしか優先株七千億円を発行して受託をしてもらったわけでありましたが、その際に、いわゆるUFJホールディングの方が、これが合併をすとか、そういったある意味では条件を付けていますね、種類株ですが。これは、法律を作ったときに、こういう形でやると、実は、こういう方法を通じてやれば、子会社を通じて親会社の動きを何でも変えていけるような仕組みがここに残っちゃったわけです。これは、今週号のエコノミストにかなり厳しく書かれてありますけれども、ややゆゆしき事態が生じて、株式会社制度とか、あるいは持ち株会社制度というものの在り方をかなり根本からこれ、ある意味では破壊してしまうような作用を持っているんじゃないかなというふうに思えてならないわけでありまして。

法務省から今日おいでになっていると思いますが、こういう事態というのは予想し得た事態なんでしょうか。法の精神からして、これはどういうふうに評価をされているんでしょうか。

政府参考人（房村精一君） 平成十三年十一月の商法改正によりまして、株式会社の資金調達手段の多様化の観点から、発行する種類株式の内容を多様化するということが認められております。その結果、配当あるいは株主総会の議決権その他につきまして、異なった内容を持つ種類株式を発行することが可能となっております。また、このときの改正におきまして、会社が数種の株式を発行する場合には、定款をもって株主総会又は取締役会において決議すべき事項の全部又は一部につき、その決議のほか、ある種類の株主の総会の決議を要するものと定めることができると、こういう具合になっております。

したがって、種類株式を発行しているときに、その発行している会社の株主総会の決議事項につきまして、その株主総会の決議事項のほかに、更にある種類の株主だけの集まっている種類株主総会の決議が必要であると、こういうことを定款で定められるということをしたわけでございます。

これは、数種の株式を発行することによって資金調達を容易にするということが一つございますが、そういった種類株主の利益を保護するために、その種類株主の意思を無視して、株主総会の多数によって種類株主に不利な内容の決議がされることを防ぐと、こういう趣旨でこの定款で種類株主総会の決議を必要とするということが定められたと、こういうことでございます。

これは、例えば合併で二社がそれぞれ出資をして合併会社を設立すると、そのような場合に、どうしてもその出資の多数はありますが、少数派の、少数を出資する側がやはりその意思に反したことをされては困ると、そういう場合に、このような種類株主の決議事項とすることによってその権利を擁護するというようなことが考えられたわけでございます。

峰崎直樹君 かなり早口というか、細かいことをしゃべられたんで、後で議事録読まないとい細かく分析できないんですが、私は、割と単純に言うと、要するに、UFJ銀行のところ七千億の優先株を入れて、その優先株に条件付けたわけですね。そして、UFJホールディングがこういう決議をしたら駄目ですよとかいろいろ条件付けて、合併したら駄目だとか、まあ要するに三井住友銀行と合併のうわさがあったものですから、それを阻止するために、これ、まあポイズンピルと言われているんですが、そういう条件で入れたわけですね。

そうすると、株式、この株主はたしか純粹持ち株会社、金融持ち株会社ですから、株主はUFJホールディングだけですよ。そうすると、このホールディングの方の株主の中から、これはとんでもないと。私は、三井住友の方が合併する方が私はいいと思うと。一対一の合併比率示しているし、それはとんでもないというような意見があった場合も、あるかもしれないと、いや、あるかどうか分かりませんが。そうすると、この株主の権利というのは事実上否定されてしまうことになるんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺はどういうふうに判断されているんですか。

政府参考人（房村精一君） ただいま申し上げた種類株主総会の決議が要求されるというのは、今の例で申し上げますと、子会社の方の株主総会でございます。子会社の株主総会において親会社が議決権を行使する、その内容についての制約ということではございませんので、そこは子会社の意思決定に当たって種類株主の意思を無視した決定がなされないようにというのがこの種類株主総会の決議を必要とするという事項の意味でございます。

ですから、持ち株会社がその子会社の株、議決権を行使する、その行使の仕方について直接制約を加えているものではございません。

峰崎直樹君 今日は、これは、じゃ、商法がこの改正のときによく言われていたのは、この種類株主でこういう条件付けられるのは、非常にベンチャービジネスとかそういうものに限るべきだというような意見もあったやに聞いているんですが、そうすると、ある、こういう優先株を発行して、そういう種類株式を発行して、そうするとその子会社の方に、そこに資本注入して、事実上そこでトータルとしての持ち株会社全体の意思決定を完全にコントロールするということが可能になっちゃうというふうに思えて私はならないんですが、まあ今日はそれをこれ以上議論すると時間がまたどんどんどんどん進みますので、取りあえずその点については、どうもやはりこの商法改正にはそういう大変重大なやっぱり

欠陥があったんじゃないかなというふうに思えてならないものですから、この点、また引き続き議論したいと思いますが、これはUFJ銀行と、銀行業界でこういうことが起きたわけですから、金融担当大臣、こういう問題が起きても、このことについて、やはりこれは法の精神からしてまずいんじゃないかというふうに思われませんでしたか。その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

国務大臣（伊藤達也君） 本件につきましては、これは正に銀行の資本政策に関する事柄でありまして、当事者同士の高度な経営判断において決定されたものでありますから、私どもとしてコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この経営判断がされるに当たっては、両グループにおいて法律上の問題についても検討を行った上で判断されたものと承知をいたしております。

峰崎直樹君 恐らくUFJホールディングの方の株主が、恐らくそのUFJホールディングスが純粋持ち株会社ですから一〇〇%持っている。そうすると、株主の責任を問うということがどこかでやはりもし問題だというふうに思っている株主がいれば指摘をされるんじゃないかと思いますが、これはまた別の機会にさせていただいて、早速コクドの問題について入っていきたいと思います。

今日は、残念ながら、東京証券取引所からも呼びをしたんですが、ちょっと昨日お昼過ぎでございましたので、残念ながら今日来ておられません。来ておられませんよね。

残念ながら来ていないと思いますが、また、是非、次の機会に東京証券取引所の点については質問したいと思いますが、もし金融庁の方で代わりに答えられる分野があったら、ひとつよろしくお願ひしたいと思うわけでありませう。

そこで、コクドが今年十月十三日でいわゆる西武鉄道の株の、いわゆる有価証券の取引書については是正をしたわけでありませうが、その概要を、簡単に結構ですが、金融庁にお尋ねしたいと思います。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

今、先生御指摘のように、コクドは平成十六年十月十三日に、大量保有報告書の訂正報告書及び変更報告書等を提出をしております。これらの報告書では、コクドの保有する西武鉄道の株式数及び保有割合等についての訂正等が行われております。

これらの報告書の提出に際して、コクドが公表した報道発表資料によれば、西武鉄道よりコクド所有の西武鉄道株式の実質所有者についての調査依頼がありまして、調査を行った結果、コクドが実質的に所有する株式の中にいわゆる名義株が含まれておりまして、従前に提出してきた大量保有報告書の記載にはその名義株が欠落していた誤りがあったと。そういったことが判明したので、従前にさかのぼって訂正をいたしたというような説明がされているところでございます。

峰崎直樹君 それで、これを記者会見されたわけでありませぬ。記者会見はコクドの堤会長さんと西武鉄道の小柳社長が記者会見された。これは新聞でしか、ちょっと紙上でしか私は分からないんですけども、どうもそこでおっしゃっていることと現実との乖離があるんじゃないかと思うんです。

一つ、コクドの会長、堤会長は十月十三日の会見で、いや、その事実は二週間前に知ったんだと、市場ではなくて知り合いの企業に買ってもらうよう頼んだ、こう発言されている。西武鉄道の小柳社長は、コクドに問い合わせて正式な回答を受けたのは九月三十日だと、こういうふうには発言された。ところが、実際にコクドがこの西武株を売り始めたのは八月の十七日から九月二十九日まで七千万株、約一七%と、こういうふうには言っていますが、売却をしているんですけども、この点、今恐らく、証券等監視委員会で恐らく調査をされていると思うんですが、この辺りの実情について一体どうなっておるのか説明していただきたいと思ひます。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

今、先生御指摘のとおり、コクドが平成十六年十月十三日に提出しました大量保有報告書の変更報告書によりますと、平成十六年の八月十七日から九月二十九日の間に同社は西武鉄道株式を合計で七千二百六十二万一千株処分しているというふうに承知しております。

他方、これも今、先生から御指摘がございましたように、十月十三日の会見でコクドの堤会長が二週間前に知ったというような発言をされている、あるいは西武鉄道の小柳社長がコクドに問い合わせて正式な回答を受けたのは九月三十日だったと、そういった発言をしたといった報道等が流されていると、そういったことは私どもも承知しております。

ただ、この点に関しましては、何分個別案件の詳細ということでございますので、当局としてコメントすることは差し控えさせていただきますというふうに思っております。

峰崎直樹君 要するに、九月三十日と二週間前に知ったというのは、ちょうど十月十三日、発言、小柳さんのは符節が合っているんですけども、そうではなくて、これは私どもが確かめようがないんで、今個別案件だから答えられないとおっしゃったんですが、八月中から、いやキユーピーだとか、いやキリンビールだとか、いろんな会社に実はもうこれは相対で恐らく株を買ってくれないかという交渉して買ってもらっているはずなんですね。そういう事実との関係で本当に食い違いはないんですかということ、それはこの場で明らかにできないんですか、監督局長。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

大変、今の御指摘ございましたが、それぞれのこういったところに株を売却したか等に

つきましても、個別の案件でございますのでお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

峰崎直樹君 個別の案件だから答えられない答えられないとってこう続いていくと、さっぱり話が進まないんです。

そこで、今度は、本当はここを東京証券取引所に聞こうと思ったんですが、十月十四日に西武側に質問状を東京証券取引所から送付したと、こう書いてあります。これについて金融庁、内容はつかんでいらっしゃいますか。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

大変、何回も同じようなことで恐縮でございますが、質問状の今中身とかあるいは回答などの個別案件につきましては、現在東証で進められております聴取等に支障が生ずるおそれがあるということもございまして、申し訳ございませんが差し控えさせていただきたいと思えます。

ただ、一般論として、監理ポストに割り当てられた場合に、東証はその後の聴取等を踏まえまして上場廃止基準に該当するか否かを判断するということになるというふうに考えております。

峰崎直樹君 やっぱりこれは東京証券取引所から来てもらわないとここ分らないですね。これはいつまで、いつ処分をするのかというようなことも聞きたかったんですが、これは難しいようです。

そこで、ちょっと質問の趣旨を変えます。

実は、有価証券報告書の訂正によって、少なくとも過去五年間、コクドは西武鉄道に対して五〇%の比率を超えましたから、その他関連会社から親会社というふうに変りましたですね。これに伴って、財務大臣、財務省にお聞きしますね、財務大臣、直接お答えあるか分かりません。税制上はこの問題についてどういう問題が起きるのか、それから親会社、その他関連会社から親会社が変わることによって商法上はどのようなところに問題が起きるのか、それから証券取引法に基づいてどう変わってくるのか、それぞれお答えください。

政府参考人（村上喜堂君） お答えいたします。

株式の保有状況に関する税法の説明ではございますが、法人が他の法人から受け取る配当につきましては、受取配当の益金不算入制度の適用という問題がございます。

その内容でございますが、益金不算入割合は株式の所有割合によって異なっておりまして、例えば法人の、他の法人の株式を二五%以上所有する場合には配当の額から当該関連法人株式等に係る負債利子の額を控除した金額が益金不参入額となると、こういう規定が

ございます。したがいまして、他の法人の株式の所有割合が変動した場合であっても、今のお話はそういう変動した場合を御指摘されておると思いますが、引き続き株式の所有割合が二五%以上であれば税法上の取扱いに特段変化はございません。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

私どもの方は証取法上の扱いでございます。

証取法上、訂正報告書の提出に伴いまして、西武鉄道の平成十二年三月期以降の有価証券報告書におけます関係会社の状況、あるいは関連当事者との取引等の記載項目がございますが、これが、コクドがそれまでその他の関係会社というふうになっておったものが親会社になる、そういう変わりが、そういう形で変わるということでございます。

峰崎直樹君 証取法は関係ないんですか。

政府参考人（増井喜一郎君） 今申し上げましたのは証券取引法上の記載の事項、ディスクロージャー事項でございます。

峰崎直樹君 法務省、商法上問題ないのかということを知っているでしょう。

政府参考人（房村精一君） 失礼いたしました。

商法上、株式会社の取締役は毎決算期に営業報告書を作成すべきこととされておりますが、その営業報告書の記載事項といたしまして、上位七名以上の大株主及びその持ち株数、その他会社の状況に関する重要な事項というのが法務省令において定められております。

したがいまして、この事項につきまして虚偽の記載を営業報告書にいたしますと、その虚偽記載について取締役が故意又は過失があると、この記載によって会社あるいは株主が損害を被ったときには、商法の二百六十六条の規定に基づきましてその損害を賠償する責任が負わされる可能性がございます。

峰崎直樹君 質問にちゃんとまともに答えてほしいんですね。記載のミスがどういう責任かと言っているんじゃないんです。

要するに、五〇%を超えたらそれこそ、先ほど申し上げたように、その他関係会社から親会社になるわけでしょう。親会社が変わったら、何かいわゆる法制上やらなければいけないことがあるんじゃないですかということを知ったわけです。

じゃ、もう申し上げます。親会社になると未上場の会社であっても情報を開示しなければならないというのは、これはどこの規定なんですか。これ、証券取引法なんですか、それとも会社法でやるんでしょうか、商法でやるんでしょうか。

政府参考人（房村精一君） 商法上、特段上場の有無によりまして開示の範囲が異なるということはありません。

国務大臣（伊藤達也君） これは東証に適時開示規則というものがございます。平成八年以降に上場を申請した上場会社については、未上場の親会社等の決算情報などの開示義務が課されておりますが、平成七年以前の上場会社については当該義務が課されていないと承知をいたしております。

なお、東証の適時開示規則で義務付けられているのは直近の事業年度のみでありまして、西武鉄道については平成七年以前から上場しているため、その親会社の情報に関する開示義務は課されていないことから、これまでのところ、コクドにかかわる情報、決算情報などの開示は行われていなかったものと承知をいたしております。

峰崎直樹君 そうじゃなくて、五〇%を切っていたから開示しなくてよかったんじゃないんですか、つまり、その他会社だから。親会社になったら、幾ら親会社は未上場の会社でもその会計はオープンにしなければいけないというのは、私、それを実は存在しているというふうに私が一方的に思っていたのかもしれない。

そういう法律上の決まりはないということなんですか、もう一回改めてお聞きしますけれども。それがないと、ちょっと先、進めないんですけれども、ありませんか。事前にこれはもう質問出している。

委員長（浅尾慶一郎君） どなたがお答えになられますか。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

先ほど大臣がお答え申し上げましたように、東証の適時開示規則というのがございます。この中に、平成八年以降に上場を申請をした上場会社について、未上場の親会社等の決算情報などの開示義務が課されているということでございます。

したがって、今回の、関連会社から親会社になったということでこの開示の条件が変わるということではないというふうに考えます。

峰崎直樹君 そうすると、法制度上は、法律上は、五〇%以下のその他関係会社から五〇%以上の会社に、親会社になっても、何にもこれは情報開示上の必要性というのは生じないということではよろしいわけですか。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、その他関連会社であったのをより、何と申しますか、関与の高くなった親会社ということになったという、そういう、何と申しますか、記載事項

を変えなければいけないということはそこで変わるわけでございますけれども、証取法上はそれ以上の効果はないというふうに考えております。

峰崎直樹君 その点、ちょっと私も法律全部ひっくり返してやったわけじゃないですから、またこれ確かめたいと思いますが、少なくとも、じゃ東京証券取引所の規則では、五割以上になった場合にはいわゆる親会社の情報も開示しなきゃいけないということは今おっしゃいましたですね。

そうすると、過去五年間の記載をずっと、いわゆる財務局に届けた資料を見ると、みんな五〇%を超えたわけですね。そうすると、コクドの情報は当然のことながら東京証券取引所の規則に従って開示しなければいけない義務が生じると、こう理解してよろしいですね、五年分。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

今、先ほどの御説明、ちょっと前半しか御説明しなかったものですからあれでございますが、先ほど申し上げましたように、平成八年以降に上場申請をした上場会社について開示義務が、上場会社については未上場の親会社について開示義務があるわけでございます。

ただ、西武鉄道にしましては、平成七年、要するに平成八年以降ということは平成七年以前でございますが、平成七年以前から上場しておるものでございますものから、親会社等の情報に関する開示義務は課せられていないということでございます。そういうことで、これまでのところコクドに係る決算情報などの開示が行われていなかったということでございます。

峰崎直樹君 そうすると、それはもう平成八年以前の上場会社であれば、そのあれには、規定には引っ掛からないと、だから五〇%を超えても情報開示しなくても結構だと、こういうことなんですか。

政府参考人（増井喜一郎君） 先生がおっしゃるとおりだと思います。

ただ、東証からは、親会社に係る開示義務に対しては今後必要な検討を行っていくというふうには聞いております。

峰崎直樹君 平成八年の改正でどういう意図で改正されたか分からないんですが、親会社が五〇%以上になった場合には開示しますよといったら、それは当然、その以前からさかのぼってやらないとこんなもの何の効果もないんじゃないんだろうかというふうに思えてならないんですが、これはやはり金融庁としても、そういう東京証券取引所に対してそういう規則をするときに、やっぱりこれは過去にもさかのぼってやらせるべきだと、こういうふうに指導すべきだと思うんですが、そういう考え方はございませんか。

政府参考人（増井喜一郎君） お答え申し上げます。

私どもから直接そういった形では指導をするということではございませんですが、今申し上げますように、東証自体が今回のいろいろな案件、事件といいますが、といったことも考え、親会社に係る開示義務に関して今後必要な検討を行っていきたいというふうに申しておりますので、私どももそのような検討が行われているものと承知しております。

峰崎直樹君 なぜ話するかというと、これはコクドだけじゃないですよ。新聞社も全部そうじゃないですか、これ。新聞社はたしかこれ非上場ですよ。未公開株、未公開だと思えますよ。だから読売新聞の日本テレビの株の問題について渡辺恒雄さんが持っていた。いや、実はこれは名義に貸していただけですという話になっているわけです。同じような問題が次から次へと出てくるんじゃないんですか。

だから、この機会に証券市場を透明化させよう、そして証券市場を活性化させよう。国民に貯蓄から投資へとこれだけ酸っぱいことを言っていて、こういう問題が起きてくることに対して、金融担当大臣、これはやはりきちんと指導しないと、いや、そのところはあいまいもこで、いや、それはもう東京証券取引所のやっていることですから自由にやらせますよと。いや、貯蓄から投資へしっかりやってくださいということで、これで本当に片済むんですか。

国務大臣（伊藤達也君） 今御指摘がございましたが、東証からは、先ほど局長からも御答弁をさせていただいたように、親会社に係る開示義務に関して今後必要な検討を行っていくと、こういうふうに私ども承知をいたしておりますので、その検討状況を今見守っているところでございます。

峰崎直樹君 あなた、金融担当大臣ですから、そういう意味であれでしょう、証券市場の問題についても全部中に入っているわけでしょう。我々、日本版SECで金融等監視取引委員会を部にした方がいいと思っていますけれども、今でも入れているわけでしょう。証券市場ずっと監視しているわけで、その担当大臣じゃないですか。何の説明にもなっていないですよ、それは。

ちょっと、じゃ話をまた別の方に変えます。

ところで、これは国税庁の次長おいでですからお聞きしますが、こういう名義株について、株のいわゆる配当がありますよね。配当に対する税というのはきちんと払われてきたんですか。まず国税庁からお聞きします。

政府参考人（村上喜堂君） 一般論でお答えしますが、配当に対する課税関係を申し上げたいと思いますが、配当というのは支払の段階、企業が支払の段階で個人、法人の区別

なく、一定の率で所得税の源泉徴収が行われます。したがって、法人、個人、同じ率だということでもあります。

さらに、たとえ仮に個人が配当を受け取ったということでありましても、その個人が単なる名義人である場合には、実際にその配当収益を享受者、法人、個人どちらも両方あると思いますが、実際の享受者に課税することとなっております。実際に配当を受け取っている者に課税すると。実質課税の原則と言っておりますが、そういう制度になっております。

峰崎直樹君 今日、総務省から地方税の方の話聞きますが、おいでですね。税務局長、おいでになりますね。

地方税も、配当に対してはたしか二〇%時代の配当課税のときには五%でしたか、今も一〇%のところまで配当課税について地方税の税、徴収していますよね。その点きちんと払われているんですか。

政府参考人（板倉敏和君） 配当所得につきましては、幾つかございますけれども、総合課税ないしは特別徴収という形で課税をしております。

峰崎直樹君 そうすると、個人名義になっていたという場合に、個人名義で源泉徴収しているけれども、この方が所得例えば一千万円以上だったら、これ申告所得になりますよね。そうすると、申告所得のところはこの個人名義の方のいわゆる配当課税分も配当所得も入れて、総務省の場合ですよ、地方税の場合はこれは当然徴収しているということが実際に行われているわけですね。

政府参考人（板倉敏和君） 御承知のとおり、地方税の課税団体は地方団体でございますが、総務省、私どもといたしましては、個別具体の事案について承知はしておりません。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

峰崎直樹君 そうすると、これは、今おっしゃいましたように個別自治体がやるわけです。これはたしか都道府県税だったと思うんですが、市町村も入っていましたですか、この課税が、税が配分される基準というのは。もし分かれば教えていただきたいんですが、多分、私、両方納まっていたと思うんですが。

そうすると、その課税統計というのは、調書というのは、それぞれの地方自治体に必ず行くんですね、そのお住まいの。例えば、所沢市だとかあるいは入間市だとかあるいは東京都練馬区だとか、そういうところにそのいわゆる課税調書が行くんですね。

政府参考人（板倉敏和君） おっしゃいますように、そういう税額ないしは申告の場合

にはその申告書というのが参ることになっております。

峰崎直樹君 そうすると、総務省として、今はつかめないとしても、このいわゆる課税がきちんに行われていたかどうか。というのはですね、名義株ですから、名義株だけれども課税されているのは、多分名義のところ配当が行くはずですよ。そうすると、配当に対する課税が行われるわけですよ。

で、先にちょっと国税の方に、国税庁の方にお聞きするんですが、いや、とにかく実際上課税してくれていれば何でもいいんだと、こういうことに今、課税体制としてなっているんですか。

政府参考人(村上喜堂君) 先ほども申し上げましたが、一般論でお答えしているのですが、名義がだれであろうが真実の所得者に課税をいたしております。

なお、配当の受取人が法人の場合は地方税は掛かっておりません、国税だけになっております。

峰崎直樹君 じゃ、その真実の、だれであろうと真実の払う人という、ちょっと正確に議事録つかんでないから分かりませんが、それはだれが判定するんですか。これはこの人がちゃんと、間違いなくこの人が持っている株だということはだれが判定するんですか。

政府参考人(村上喜堂君) これも一般論でお答えしますが、配当は当該配当支払法人、この場合西武鉄道なのかもしれませんが、まあこれはあくまで一般論でお答えしますが、西武鉄道がどう認識しているかだと思いますが、西武鉄道が源泉徴収義務者でありますから、西武鉄道がもし個人にお払いになるんでしたら一〇%の、国税が七%、地方税が三%、源泉徴収いたします。もし法人に支払うということであれば、国税のみ七%の源泉徴収を行います。

峰崎直樹君 いや、その調整の率は、やり方はそうなんだろうと思うんですが、そうすると、国税当局としては、これは名義株であるとか、これは元々、西武の株であると、コクドが持っている西武株だと、これはコクドではあるけれども実は個人の名義株だというような判断は一切しないと、こういうことですか。

政府参考人(村上喜堂君) これもまた一般論でお答えしますが、まあいろいろやり方はありますが、まず配当調べ、支払調書というのが出ております。支払調書というのはだれに幾ら払ったかという、そういう調書であります、それは税務当局に提出されております。

それが一つであります、また配当は源泉徴収でありますから、源泉所得税の調査を行

います。したがって、源泉徴収義務者に完全に任されているということではございません。

峰崎直樹君 そうすると、いわゆる名義貸しをしていた人がいたとしますね、千二百人おられたというんですよ。そうすると、その千二百人の方の中には、当然申告所得をしなきゃいけないわけですね。申告所得をするときに、その課税調書の中で、課税調書を作っておると。そうすると、課税調書の段階でこの名義貸しというものを一切認めない、会社側からすれば、いや、これはコクドの株だと、あなたの名前になっているけれどもコクドの株よと、こうなったら、これはもう個人のところにはあなたの所得だということは行かないわけですか、申告所得のとき。

政府参考人（村上喜堂君） お答えいたします。

その源泉徴収義務者がどういう支払調書を作成するかということでありますが、これも一般論で申し上げているわけでありますが、源泉徴収義務者が名義株と認識している場合には支払調書もそういう記載をしているのではないかと思います。

峰崎直樹君 そうすると、このいわゆる株の配当の源泉徴収されたものについて、本当にこれはこの人のものかどうかということの確認という作業は原則的にはやっていないと、こういうことなんですか。国税庁として。

政府参考人（村上喜堂君） 先ほども申し上げましたけれども、まず第一点に支払調書というのがございます。それは税務署に回ってまいります、その支払調書を見ればだれに支払われているか一応分かります。まず第一点ですね。

もう一点は、企業に対してももちろん税務調査を行うわけでありますから、そこで具体的にチェックさせていただくということでありますので、調査をすれば分かるということだと思います。

峰崎直樹君 いや、単純なことなんです。要するに、千二百人の名義貸しをされていた人がいたと。この一七%も持っていたわけですから、相当な株数持っていたわけですよ。そうすると、この株はこの人のものであるかどうかという確認をした上で税を徴収しているというわけではないんですねということは何度もしつこく聞いているわけです。単純なんですけれども。

政府参考人（村上喜堂君） 大変申し訳ございません。それをまともにお答えしますとちょっと守秘義務に抵触いたしますので、誠にお答えできないのでありますが、我々は一般論として申し上げて、ちゃんと適正にチェックをしているつもりであります。（発言する者あり）

委員長（浅尾慶一郎君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

委員長（浅尾慶一郎君） 速記を起こして。

政府参考人(村上喜堂君) ちょっと御説明が御理解いただけないのかもしれませんが、株を払う段階に支払調書というのが出ております。それは、徴収義務者が出す、税務署に回ってくるわけですが、それは見ております。

それからもう一つは、我々は、その法人なら法人に調査に参ります。そのときに、これは源泉所得税の調査に行くわけでありますが、その際にも見ておりますし、更に加えてその配当が、銀行なら銀行振り込み、どこに振り込まれるか、そういったことについてもチェックさせていただいております。

そういうことで御理解いただきたいのでありますが、今、西武鉄道についてはちょっとお答えできないと申し上げております。

峰崎直樹君 いや、あの西武鉄道の具体例で今どうなっているかということをお聞きしているわけではないわけです。一般的に、この種配当課税の株の確認と、それからその問題については、じゃ定期的に、何年に一回かは調査に入っていると、こういう理解をしたんですけれども、それでよろしゅうございますね。はい。

さて、そこでずっとこれ、今日はもう時間が大分食い込んでいますので余りこれ以上なかなか追及しにくいところがあるんですけれども、私はこの西武鉄道の件は、コクドの件は、非常に分からないんですよ。

なぜ分からないかということ、なぜあの十月十三日に明らかにされたのか。そしてこれは、こういう言い方をしたら、まあ犯罪をそのまま放置するということではよくないのかもしれませんが、要するに、関東財務局に届出をしないで、徐々に徐々に株を相対で売って行って、そしてその比率を八割以下に下げて、上場基準に達するようなところまでやって、それでその次の年に関東財務局に提出すればこの間の問題は何にも起きなかったのに、なぜ十月十三日、突如としてこういうことについてその記者会見もし、関東財務局にそういう、私たちは間違えていましたと、こういうことがですね、なぜなされたのかなということが非常によく分からないんですよ。

で、結果的にこれ後から、もう時間ないのであれしますが、相対で売っていた人たちが損害賠償でまた買い取ってくれという、お金を払って買い取ってくれと、こういう話になりますね。そうすると、またこれ、上場基準に抵触するようなところまで持ってくるわけです。そうすると、一体全体これ、何のためにこの間こういうことをされたのかということが非常によく分からない。

で、今、税の問題についてこれ以上細かくはちょっと聞きませんが、そうすると、東京証券取引所も今日来て、実態の解明や要求していることに対する回答がどうあったかとか分からないんですが、これは、私はやはり西武、コクドの堤義明会長、それから西武鉄道の小柳社長を、是非この当委員会でこの真相を是非私は明らかにする必要があるんじゃないかと思うんですよね。(発言する者あり)そうですね。それから、東京証券取引所は参考人でお呼びするように言っておりましたので、この機会に是非お願いをしようと思っておりますので、是非、委員長、この点、理事会へ諮っていただきたいと思います。特に証券市場の透明化、そしてある意味ではこれから市場がルールをきちっとしなきゃいけないということですから、是非そのことをお願いしたいと思います。

委員長(浅尾慶一郎君) ただいまの御提案につきましては、後刻理事会で協議いたします。

峰崎直樹君 それと、実はこのコクドの問題と今回の読売新聞の日本テレビの関係なんですが、これも私どもよく分からない。やっぱり読売新聞社というのが非上場の会社です。これは新聞社は全部そういうふうになっているんだという話を聞きましたが、新聞社がなぜなってテレビ局がなぜならないのかって、私、よく分からないところがあるんですが、しかし、そういうことになっているんだそうです。

で、その読売新聞社のナベツネさんですね、ナベツネさんと言ったら怒られちゃうのか、かの有名な方なんですが、その方が、名義株で実は貸しておただけだと。そのことはちょっと私ども直接御本人から聞いたんじゃないんで、又聞きというか週刊誌等々資料でしか私ども見ておりませんから十分意を伝えているかどうか分かりませんが、いわゆる名義貸しで、おれのものじゃなくてこれは読売新聞のものだということについては国税当局ももうよく分かっているんだと、こういう発言をされているんですよね。

国税当局、この読売新聞、渡辺恒雄さんのことについては、質問にちょっと事前に言っておきませんでしたけれども、これも一般論で結構ですが、一般論というか、こういうふうに答えておられることについて税務当局としてどうお考えになっているのか。

政府参考人(村上喜堂君) ただいまの御質問もいわゆる名義株の問題であります、マスコミの報道で、たしか読売新聞だと思いますが、国税当局に報告し、了承を得ているという報道があったかに思います。

ただ、我々は、先ほど来申し上げておりますように、その株がだれが所有して、真実の所有者がだれであるかが分かればいいわけでありますから、その有価証券報告書にどういう記載があるかどうかは、特段それについて関与するところじゃございません。したがって、読売新聞等がどういう趣旨でそういうことを発言されておるのか、ちょっと理解できないところであります。

峰崎直樹君 私も、よくぞまあこんなことをおっしゃっているなということで、理解できないんです。ですから、当然、これ同じように、それは西武の堤さんをお呼びするんだったら、これはやはり読売新聞の渡辺恒雄、これは今社主、今何をなさっておる、元会長ですか、この方もやはりお呼びしないとこれはよく分からないなというふうに思っておりますので、是非この点も、後で理事会でお呼びしたいと、参考人としてお呼びしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（浅尾慶一郎君） ただいまの御提案につきまして、後刻理事会で協議いたします。

峰崎直樹君 それで、この西武鉄道、あるいはコクドグループと、こういうふう呼んでいいんでしょうか、この問題をめぐって、私たちは絶えず昔から、私、国会議員になったのが一九九二年ですけれども、その前後から法人税を払わない企業だと、こういうことがずっと言われていておりました。そういった資料もずっと読んでみて、なるほどこれはうまいことを考えるものだなと。銀行からお金を借りて、その金利の利息分で、支払い分で営業利益を相殺していきながら、実は大きく大きくなっていく。たしか雑誌フォーブスという会社で、世界一の資産王と言われているのに、その方が属している企業が実は法人税一銭も払わないと、こういうふう言われていました。

そこで、ずっと調べていくと、こういうやり方、すなわち、ある事業会社というふう呼んでいいんでしょうか、持ち株会社と呼んでいいんでしょうか、コクドのようなものを、これは非上場ですけれども、この株を自分で支配すると。そして、今度はその下に様々な会社をくっ付けていって、西武鉄道もその中に入って行くわけですが、そういうやり方を通じて、どうも相続税対策をやっていたんじゃないのか。ちょうど三十九年ぐらい前からこういうことをやっておられたというようなことが報道その他で明らかになっておりますが、そうすると、ちょうど堤義明さんのお父様が亡くなられたころから実は、その前後からこういう形でやられていたと、こういうふうになっているわけです。

そうすると、こういう、何といいましょうか、オーナー会社といいますか、そういうものが同じような手口でまねをするというようなことを、事例がどんどん出てきて、国税庁で一回そういうことについての規制を何とか加えようと、こういう歴史があったんじゃないんですか。それちょっと、もし分かれば教えてほしいんですが。

政府参考人（村上喜堂君） あくまで一般論でございますが、皆さん企業の経営者の方は相続税に御関心あるのは事実だと思います。したがって、相続税の規定というのは、お亡くなりになった日の時価で評価するという形になっているのでありますが、実際にはその持っておられる資産というのは種々雑多でございます。したがって、それにつき

ましては相続税の基本通達というのを設けて、いろいろその価額の評価の仕方について決めさせていただいているわけでありますが、たしか平成二年か三年だったと思いますが、通達の改正なんかもやらせていただいております。

峰崎直樹君 平成二年か三年に通達が、私も読ませていただきました。どうもこの堤さんのそのやり方をずっと見てるとかなり、税制改正という動きをかなりよく知っていらっしゃるんじゃないかと、つまり先読みしながらどうもやっておられるんじゃないかというような疑いもなきにしもあらずなんです。

そこで、ちょっと今日は官房長、それぞれの官房長来ていただいておりますが、このコクド計画、それから西武鉄道、それからプリンスホテル、この三つでいいですが、ここに天下りを、財務省、特に国税庁関係、これはノンキャリアも含めて是非お願いしたいんですが、ここからどのぐらい、天下っているのがおられるのかどうか、これがまず第一目にお聞きしたいと思うのであります。

国務大臣（谷垣禎一君） 私の方からお答えいたしますが。

我々もOBの、OBといいますか退職者の再就職先、全部把握しているわけではありません。知り得るのは、国家公務員法上、職員が離職後二年以内に離職前五年間に在職していた国の機関と密接な関係を有する営利企業に再就職する場合は人事院の承認を得ることが必要であるということで、この手続で確認できるものでございますが、お尋ねのコクド、西武鉄道、プリンスホテルの役職員に再就職しているケースはございませんでした。

ただ、西武鉄道の有価証券報告書に、今年六月に東京国税局のOBがその西武鉄道の社外監査役に就いているということを有価証券報告書で承知しております。

峰崎直樹君 そうすると、要するに人事院で承認をされたものと限った場合には、今あった社外取締役だけだと。一件で、それ以外についてはないということなんですか。

国務大臣（谷垣禎一君） 人事院の承認の手続で知り得るものではございません。

それで、今のは有価証券報告書で東京国税局のOBが一人社外取締役に就いていることが確認できるということでございます。

政府参考人（村上喜堂君） 一応有価証券報告書で分かるということではありますが、その人の名前はそれを見ただけでは分かるんでありますが、この職員は平成九年にもう既に退職している職員であります。それで今年、ですから平成十六年六月に社外監査役に就任されたと。お辞めになってから数年たってから御自身が西武と交渉してそういうふうになられたんだと思いますが、それについて当局は何ら関知をしておりません。

峰崎直樹君 金融庁の職員で、これは金融庁というのは、かなり昔だったらもう大蔵省、大蔵省時代は一緒ですから、あと金融庁とか、せっかくですから法務省、警察庁、こちらでそこら辺に天下りをされているという事例があれば報告をしていただいて、私の質問は終わりたいと思います。

国務大臣（伊藤達也君） 谷垣大臣がおっしゃられましたように、国家公務員法の手続に基づく範囲内で私どもが把握している中で、コクド、西武鉄道、プリンスホテルに再就職した者はございません。

政府参考人（小津博司君） 法務省におきまして把握しております限りにおいて、法務省の職員が御指摘の企業に再就職しているという事例はございません。

政府参考人（安藤隆春君） 当庁において把握している限りでは、当庁職員が御質問の企業に再就職をした例はございません。

峰崎直樹君 分かりました。
以上です。